

(別添)

## 令和3年度自動車点検整備推進運動における 大型自動車の重点点検の実施要領

令和3年4月  
国土交通省  
自動車局整備課

大型自動車(車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車をいう。以下同じ。)については、近年、車両の使用年数が伸びることにより、車齢の高いものが増え、総走行距離も伸びる傾向にある。また、大型自動車の車輪脱落事故や車両火災の防止については、これまで日常点検整備、定期点検整備の励行について注意喚起しているところであるが、依然としてこれらの事故が発生している状況にある。

これらの状況を踏まえ、今年度も自動車点検整備推進運動の一環として、下記のとおり大型自動車の重点点検を行うこととする。

### 記

#### 1. 重点点検実施対象事業者

- (1) 公益社団法人日本バス協会の会員であって、乗車定員30人以上の自動車を保有するすべての事業者(ただし、次の(2)と重複する事業者を除く。)。
- (2) 公益社団法人全日本トラック協会の会員であって、車両総重量8トン以上の自動車を50両以上保有する事業者。

#### 2. 実施期間

令和3年9月1日(水)から11月30日(火)までの3ヶ月間(以下「重点点検期間」という。)。

#### 3. 重点点検項目

- (1)法定定期点検項目のうち、以下に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

### 重 点 点 検 項 目

点検箇所		点検時期	3ヶ月点検	12ヶ月点検
原動機	燃料装置		燃料漏れ	同左
電気装置	電気配線		接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及びパイプ		漏れ、損傷及び取付状態	同左
	ブレーキ・チャンバー(*トラックのみ)		ロッドのストローク	同左 機能
車枠及び車体(*バスのみ)			非常口の扉の機能 緩み及び損傷	同左
ターボチャージャー(*バスのみ)				タービン・ロータの回転具合等(メーカー指定)

(2) 貨物運送事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、重点点検期間中、法定点検時期の有無に係わらずに一回以上、ホイール・ナットの緩みの重点点検を実施する。なお、冬用タイヤへの交換後1ヶ月以内に車輪が脱落している傾向があることから、重点点検期間中に冬用タイヤへの交換を予定している場合には、冬用タイヤ交換後に点検することが望ましい。

#### 4. 実施方法

(1) 地方運輸局及び沖縄総合事務局(以下「地方運輸局等」という。)、又は、地方運輸支局、自動車検査登録事務所、陸運事務所及び運輸事務所等(以下「地方運輸支局等」という。)は、重点点検実施対象事業者に対し、重点点検項目を特に留意して点検するよう注意喚起を行い、その点検結果を報告様式(別紙1)

により報告するよう依頼する。

(2) 重点点検実施対象事業者は、3.(1)について、重点点検項目を特に留意して点検し、その点検結果を報告様式(別紙1)に記入し、都道府県別に地方運輸支局等に報告する。重点点検期間中に定期点検を実施した車両が存在しない場合についても、定期点検実施台数を0台として記入し、報告する。

また、3.(2)について、その点検結果を報告様式(別紙3)に記入し、都道府県別に地方運輸局等に報告する。大型自動車を保有していない貨物自動車運送事業者についても、ホイール・ナットの緩みの重点点検実施台数を0と記入し、報告する。

(3) 地方運輸局等は、各事業者の点検結果を令和4年1月15日(金)までに様式(別紙2及び様式4)により集計した上で、国土交通省自動車局整備課あて報告する。(報告をしていない事業者が存在する場合は、催促を行う等し、必ず報告を受けるよう努める。)

※1 重点点検の実施にあたっては、必要に応じて地方運輸局等から、各都道府県のバス協会及びトラック協会に協力を依頼する。

※2 地方運輸局等並びに各都道府県のバス協会及びトラック協会においては、必要に応じて重点点検対象事業者以外にも対象を広げる等、自主的な取組に努めることとする。